

## 静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について

改正前	改正後
<p data-bbox="157 300 982 331"><u>平成 16 年度第 1 回静岡県環境審議会（平成 16 年 9 月 15 日開催）決定</u></p> <p data-bbox="412 447 1252 531"><u>環境審議会の運営方法の見直しに伴う静岡県環境審議会条例に基づく決議事項</u></p> <p data-bbox="130 646 1507 877"><u>平成 13 年度第 1 回環境審議会（平成 13 年 9 月 18 日開催）において、静岡県環境審議会条例（以下、「条例」という。）第 5 条第 5 項の規定により決議された「自然公園部会、鳥獣保護管理部会及び温泉部会については、内容が専門的であり、随時の諮問に機動的に対応を要することから条例第 5 条第 5 項の規定に基づき、部会の決議をもって審議会の決議とする」取扱いについては、今回、以下のとおり改正する。</u></p> <p data-bbox="130 947 1507 1125">1 次に掲げる簡易事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 ただし、簡易事項以外の事項について、審議途中における一斉改選による委員の交代により、審議に支障が生じるおそれがある場合など緊急性、その他やむを得ない場合には、会長は、全体会に諮り、部会の決議をもって審議会の決議とすることができるものとする。</p> <p data-bbox="157 1146 1507 1377">(1) 公園事業の決定、廃止及び変更〔県立自然公園条例第 9 条〕 (2) 猟区の維持管理事務の委託〔鳥獣保護管理法第 73 条第 2 項〕 (3) 温泉をゆう出させる目的の土地掘削の許可（許可の取消）〔温泉法第 3 条（第 9 条）〕 (4) 土地の増掘及び動力装置の設置の許可（許可の取消）〔温泉法第 11 条（第 11 条第 2 項及び第 3 項）〕</p> <p data-bbox="157 1493 655 1524">(5) その他審議会会長が認めるもの</p> <p data-bbox="130 1593 1507 1730">2 1 の前段で定める部会の決議をもって審議会の決議とする審議事項について、会長は全体会の開催が困難と認める場合には、会長の権限により部会に付託し、文書により各委員へ説明を行うものとする。</p>	<p data-bbox="1902 447 2564 478"><u>静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について</u></p> <p data-bbox="1537 646 2902 730"><u>静岡県環境審議会条例第 5 条第 5 項「部会の決議をもって審議会の決議とする」の取扱いについて、以下のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="1537 947 2914 1125">1 次に掲げる簡易事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 ただし、簡易事項以外の事項について、審議途中における一斉改選による委員の交代により、審議に支障が生じるおそれがある場合など緊急性、その他やむを得ない場合には、会長は、全体会に諮り、部会の決議をもって審議会の決議とすることができるものとする。</p> <p data-bbox="1564 1146 2914 1377">(1) 公園事業の決定、廃止及び変更〔静岡県立自然公園条例第 9 条〕 (2) 猟区の維持管理事務の委託〔鳥獣保護管理法第 73 条第 2 項〕 (3) 温泉をゆう出させる目的の土地掘削の許可（許可の取消）〔温泉法第 3 条（第 9 条）〕 (4) 土地の増掘及び動力装置の設置の許可（許可の取消）〔温泉法第 11 条（第 11 条第 2 項及び第 3 項）〕</p> <p data-bbox="1564 1398 2914 1482"><u>(5) 水源保全地域の指定、指定の解除及び区域の変更（森林法第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画の変更に基づくものに限る。）〔静岡県水循環保全条例第 16 条第 2 項及び第 7 項〕</u></p> <p data-bbox="1564 1493 2056 1524">(6) その他審議会会長が認めるもの</p> <p data-bbox="1537 1593 2914 1730">2 1 の前段で定める部会の決議をもって審議会の決議とする審議事項について、会長は全体会の開催が困難と認める場合には、会長の権限により部会に付託し、文書により各委員へ説明を行うものとする。</p> <p data-bbox="1564 1793 2012 1877"><u>附 則</u> <u>令和 6 年 6 月 3 日から施行する。</u></p>

## 「水源保全地域の指定の区域の変更」における審議の進め方について

静岡県環境審議会事務局（環境局環境政策課）  
静岡県環境審議会水循環保全部会事務局（環境局水資源課）

### 1 これまでの経緯

静岡県水循環保全条例第 16 条第 1 項において、知事は「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を水源保全地域として指定することができる」と規定している。

指定にあたっては県から環境審議会に諮問を行い、森林の水源涵養機能に着目し地域森林計画（森林法第 5 条第 1 項）の対象とする森林（以下「5 条森林」という。）の区域（森林法第 5 条第 2 項第 1 号）を水源保全地域として指定することが適当である旨の答申を得ている。（令和 4 年 11 月 24 日付け環境審第 12 号通知）

### 2 課題

県では、環境審議会での答申に基づき、令和 5 年 10 月 2 日に水源保全地域を指定した。これにより、当該地域内において土地の取引や開発行為を行う者は、県に事前に届け出ることが必要となった。

一方で運用にあたっては、毎年度 5 条森林の区域の変更に併せて水源保全地域を変更する必要が生じており、変更は環境審議会への意見聴取を経て行う必要がある。

しかし、当該変更は上記答申で示された考え方にに基づき実施するものであり、本審議会における実質的な議論や裁量の余地が少ない。また通常の手続きを踏襲すると、以下①～③の手続きとなり、5 条森林の区域変更から水源保全地域の区域の変更までの間にタイムラグが生じ、その間は、届出対象の区域に齟齬が生じることとなる。

【通常の手続き】（最短 4 ヶ月）

- ① 環境審議会（年 3～4 回）において知事からの諮問事項を部会へ付託
- ② 部会での専門的な審議を実施
- ③ 部会の審議結果を基に環境審議会（年 3～4 回）の審議を経て答申

### 3 今後の審議の進め方について

審議会条例第 5 条第 5 項「審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」の規定の運用を定めた「環境審議会の運営方法の見直しに伴う静岡県環境審議会条例に基づく決議事項」（平成 16 年 9 月 15 日決定、以下決議事項）に定める簡易事項に新たに追加するとともに、今回の案件については条例第 5 条第 5 項の運用規定を適用し、簡易事項として部会の決議をもって審議会の決議とする。

【今後の審議会手続き】（最短 1 ヶ月）

- ① 知事から環境審議会に諮問
- ② 環境審議会から審議会を経ず水循環保全部会に付託
- ③ 部会の決議をもって審議会の決議とする（環境審議会に後日報告）

### 4 その他

当該簡易事項は、あくまでも 5 条森林の区域の変更に伴うものに限るべきものであり、令和 4 年度の環境審議会の答申の考え方を変更する場合は、通常の手続きにより行うものとする。